

遺体搬送業務委託【単価契約】仕様書

1 目的

市内で発生した引取り手のない遺体の搬送業務

2 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 履行場所

警察署等～斎場(浜中)

5 年間見込み件数

年間16件程度

6 業務内容

受託者は次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 遺体の搬送

- ・医療機関から一時安置場所(葬祭場)又は市斎場(浜中)まで
- ・医療機関、警察署又は葬祭場から市斎場(浜中)までほか
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した遺体の搬送を行う場合は、感染症予防対策を講じ、必要な感染症消毒作業を行うこと

(2) 火葬を行うための準備

- ・火葬に際して必要な物品(棺一式、骨箱、斎場用生花)の準備

7 業務遂行にあたり必要な資格

- ・霊柩運送事業(貨物自動車運送事業法)の許可を受けていること。

8 契約方法

- ・契約は、

- ①「1体当たり搬送単価(10km以内分)(税抜き)」、
- ②「1体当たり搬送単価(10km超20km未満分)(税抜き)」、
- ③「1体当たり搬送単価(搬送距離10kgごとの冬季割増分)(税抜き)」、
※冬季割増期間は、12月1日から3月31日までとする
- ④「1体当たり物品単価(棺一式、骨箱、斎場用生花)(税抜き)」、
- ⑤「1泊当たり保管単価(税抜き)」、

- ⑥「1泊当たり保管用物品（布団）単価（税抜き）」
 - ⑦「1kg当たり保管用物品（ドライアイス）単価（税抜き）」
 - ⑧「1名当たり感染予防対策単価（税抜き）」
 - ⑨「1名当たり特殊作業（感染症消毒作業）単価（税抜き）」
- で行うものとする。
- ・年間予定件数は、
(①+②)×16件、③×2回×8件、④×16件、⑤×3件、⑥×3件、
⑦×10kg×7件、(⑧+⑨)×2名×1件、と想定するものとする。

9 業務完了報告

委託者は、1件ごとの業務完了後、遅滞なく委託者に対して、業務完了報告書等を提出し委託者の検査を受けるものとする。

10 支払い方法

1件ごとの業務終了のつど、実績に契約単価を乗じて算出される金額を支払うものとする。受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、委託者は正当な請求書を受け取った日から30日以内に支払うものとする。

11 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

12 その他

- (1) 作業に必要な物品は受託者が用意するものとする。
- (2) 受託者は、受託業務について、必要な知識、経験、技能を有する者を業務責任者として選任するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。